

第1章
計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景と目的

本市は、支笏洞爺国立公園に指定されている支笏湖や清流千歳川をはじめとする豊かな自然環境に恵まれたまちで、新千歳空港を有しているほか、JR 千歳線は JR 北海道の最大幹線となっており、また、道路については、高速道路2路線と国道6路線、道道14路線がネットワークを形成し、北海道の一大交通拠点となっています。

国内航空路線網の基幹空港である新千歳空港は、広域的な観点からも空港までの連絡において沿道景観の向上を図ることが重要であるため、北海道の顔となるよう、新千歳空港周辺景観形成推進協議会によって「新千歳空港アクセス沿道景観形成ガイドライン（平成9年（平成24年改訂）」が策定され、空港や空港周辺の沿道景観づくりを図ってきました。

本市では、千歳市都市景観形成基本計画として、平成13年に「ちとせ都市景観ガイドプラン」、平成14年に「ちとせ都市景観ガイドライン」を策定し、主に都市景観について、良好な景観づくりに取り組んできました。

一方、国では、平成15年に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観づくりを国政上の重要な課題として位置付けるとともに、平成16年には「景観法」を制定し、地域の特性を生かした良好な景観づくりを積極的に推進していく環境を整えました。

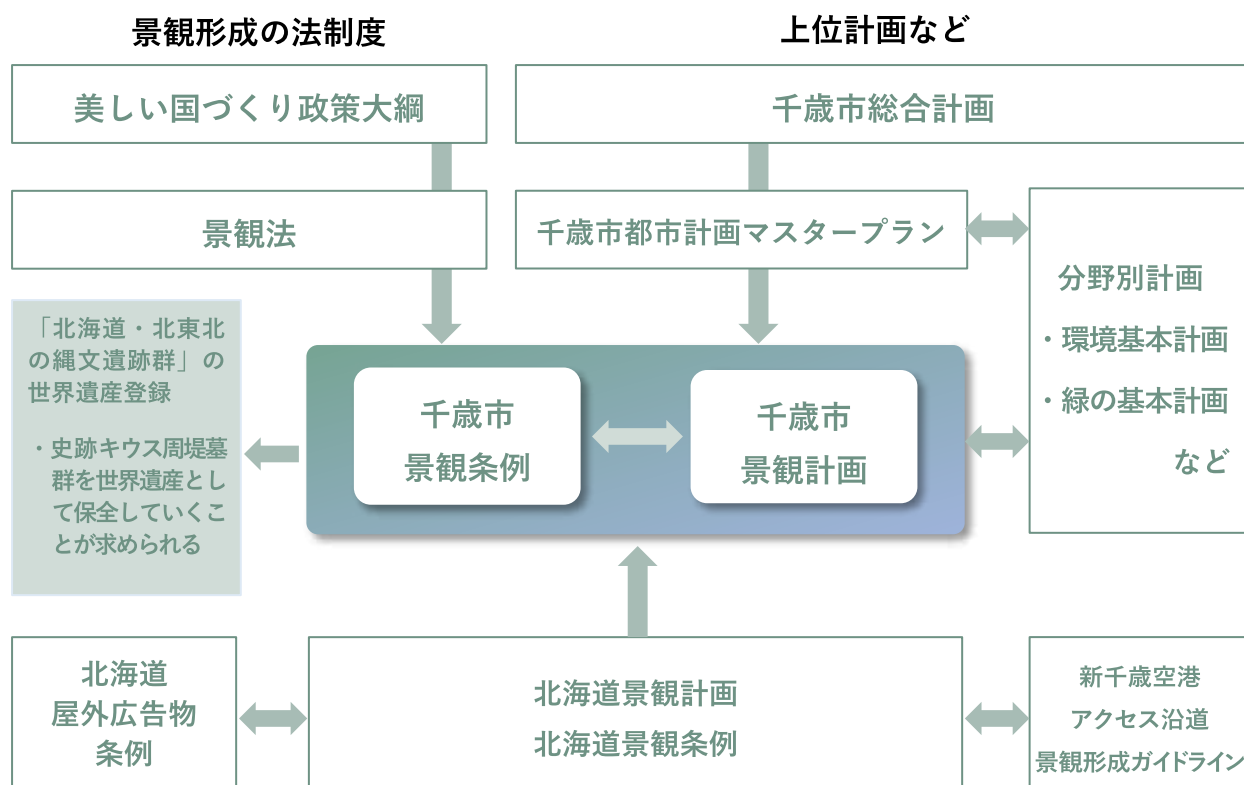
また、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つである「史跡キウス周堤墓群」を含む周辺の景観づくりの必要性が高まっています。さらに、今もなお発展し続ける千歳市は、人口増加や中心市街地の活性化の動きなど、取り巻く社会環境が変化しており、これまで取り組みを行ってきた都市景観や新千歳空港周辺の沿道景観づくりに加えて、千歳市の歴史文化、自然環境などまち全体の景観づくりを推進する必要性が高まっています。

こうした景観をめぐる社会情勢の変化や市民ニーズに対応するため、景観づくりの方向性を示し、市民及び事業者と市が一体となった良好な景観づくりを推進することで、愛着と誇りの持てる魅力あるまちの形成に資することを目的とし、「千歳市景観計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置付け

千歳市景観計画は、景観法に基づく景観計画となります。

策定にあたっては、「千歳市総合計画」や「千歳市都市計画マスタープラン」などの上位計画・関連計画などと連携します。



景観計画及び景観条例の位置付け

3. 景観の定義

「景観」とは、一般的に“風景、景色、眺め”と同様の言葉として使われていますが、人々が目にすることのできる空間や、眺めることのできる空間の『見え方』に対する言葉です。

私たちが生活している環境は、「見る」ことによって評価される傾向が強く、「見える環境」の良さが生活空間の快適さにつながっていると考えられています。その「見える環境」について言い替えた言葉が「景観」です。

景観の要素としては、まちのすがたや自然のすがた形だけではなく、歴史・風俗・人情・環境など生活に関わる全てのものが含まれます。

4. 持続可能な開発目標（SDGs）と景観計画

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2015年9月に国際連合で採択されました。全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動などさまざまな課題を2030年までに解決するために、17の目標を設定しています。

本市においても、景観計画に基づく良好な景観形成に向けた取組を、SDGsの17の目標に関連づけて推進することで、SDGsの達成に貢献していきます。



<本計画に主に関連する SDGs の目標>

